

令和2年11月25日

宿泊事業者 各位

岩手県商工労働観光部  
観光・プロモーション室

## ワーケーション対応可能な宿泊施設の募集について

新型コロナウイルス感染症の感染者拡大に伴い、多大な影響を受けている各宿泊事業者様にお見舞い申し上げます。

県では、テレワークの活用等、働き方が多様化していることを踏まえ、ワーケーションの取組みを推進していくこととしています。

つきましては、取組みの一環として、ワーケーション可能な宿泊施設を県で取りまとめてホームページで公表する予定ですので、掲載を希望する宿泊施設は下記により応募いただきますよう、お願いいたします。

### 記

#### 1 募集対象

ワーケーション可能な宿泊施設

※ 宿泊施設とは旅館業法（昭和23年法律第138号）第3条第1項に規定する許可を受けている施設をいいます。ただし、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第6項に規定する店舗型性風俗特殊営業に供する施設は除きます。

#### 2 応募方法

下記3に指定する方法により応募用ファイルを取得して必要事項を記載のうえ、指定アドレスに電子メールで送信してください。

##### (1) 送信ファイル

- ① 応募用ファイル（下記によりダウンロードしてください）
- ② 外観、内観等の写真を2枚程度（1枚あたり2MB程度）
- ③ 旅館業営業許可書の写しのデータ（スキャン又は画像データ、2MB程度）

##### (2) 送信先アドレス

AE0006@pref.iwate.jp

#### 3 応募用ファイル掲載先

URL：<https://www.pref.iwate.jp/sangyoukoyou/kankou/1034782/1034785.html>

「岩手県トップページ（<https://www.pref.iwate.jp/index.html>）」

→「産業・雇用」→「観光産業」→「ワーケーション」

→「ワーケーション可能な宿泊施設の募集について」

※公表方法等についてもこちらのホームページにてご確認ください。

担当 齋藤、臺野 電話 019-629-5573
-----------------------------